

川崎市高等学校奨学金支給事務取扱要領

平成15年3月31日

部 長 決 裁

(目的)

第1条 この要領は、川崎市高等学校奨学金支給条例施行規則第14条の規定に基づき、奨学金の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(支給期間及び支給内訳)

第2条 学年資金の支給期間は、原則として4月から翌年の3月までの1年間とする。

2 学年資金の支給については、4月分から9月分までを8月に、10月分から翌年3月分まで、及び加給金を翌年2月に支給する。

3 奨学金は、年度をまたいで支給することはできない。

4 単位制の学校に在学する申請者については、その入学した年度を1年とし、以降は入学年度からの経過年数を学年とする。

(資格)

第3条 入学支度金を受給する奨学生の資格の有無を判断する基準日は、入学支度金においては受給する年度の1月1日とし、学年資金においては受給する年度の6月1日とする。ただし、2月を支給時期とするものについては、受給する年度の1月1日において、高等学校に在学していることを条件とする。

2 申請基準に係る住所要件において、申請者本人が市の区域内に住所を有していることとし、保護者のみが市の区域内に住所を有している場合は、申請基準に該当していないものとする。

(所得要件)

第4条 川崎市高等学校奨学金支給条例第3条第1項第2号における学資の支弁が困難であることについては、申請者と生計を一にするすべての世帯員の所得を合算して判断する。ただし、地方税法第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者、及び同項第8号に規定する扶養親族については、その確認を行うことにより、所得を合算しないものとする。

2 申請時点において学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、若しくは同法第134条に規定する各種学校に在学する者、又は18歳未満の者の所得は、含めないものとする。

3 生活保護を受給している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設に入所する生徒、同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている生徒、及びその他教育委員会が特別の事情があると認めるときは、所得の確認を行わない。

4 緊急採用において、希望者の属する世帯の生計を主として維持する者等が死亡した場合、死亡者の所得は、含めないものとする。

5 所得の基準額を算出する際に使用する世帯員の年齢については、申請日の属する年度の4月1日時点の年齢をもって計算するものとする。

（成績要件）

第5条 評定値は5段階評定を用い、10段階評価の場合は、5段階に直した値とする。

2 長期欠席等により評定不能となった科目については、評定を1とし、選択科目等で、5段階の数値に直せない評価を行っているものは除外する。

（様式）

第6条 奨学金の申請及び支給等に使用する様式は、次のとおりとする。

（1）（和暦） 年度奨学資金支給申請書【入学支度金用】（第1号様式）

（2）（和暦） 年度奨学資金支給申請書【学年資金用】（第2号様式）

- (3) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金申請者一覧表【入学支度金用】 (第 3 号様式)
- (4) (継続用紙) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金申請者一覧表【入学支度金用】 (第 4 号様式)
- (5) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金申請者一覧表【学年資金用】 (第 5 号様式)
- (6) (継続用紙) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金申請者一覧表【学年資金用】 (第 6 号様式)
- (7) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金調査結果一覧表【入学支度金用】 (第 7 号様式)
- (8) (継続用紙) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金調査結果一覧表【入学支度金用】 (第 8 号様式)
- (9) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金調査結果一覧表【学年資金用】 (第 9 号様式)
- (1 0) (継続用紙) (和暦) 年度川崎市高等学校奨学金調査結果一覧表【学年資金用】 (第 1 0 号様式)
- (1 1) 入学届 (第 1 1 号様式)
- (1 2) 誓約書・(和暦) 年度川崎市高等学校奨学金口座振替依頼書【入学支度金用】 (第 1 2 号様式)
- (1 3) 誓約書・(和暦) 年度川崎市高等学校奨学金口座振替依頼書【学年資金用】 (第 1 3 号様式)
- (1 4) 川崎市高等学校奨学金決定者一覧表【入学支度金用】 (第 1 4 号様式)
- (1 5) 川崎市高等学校奨学金決定者一覧表【入学支度金用】継続用紙 (第 1 5 号様式)

(16) 奨学生決定通知書【入学支度金用】(第16号様式)

(17) 奨学生決定通知書【学年資金用】(第17号様式)

(18) 奨学金支給停止通知書(第18号様式)

(19) 奨学生異動届(第19号様式)

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。ただし、同年3月31日以前に奨学金の支給を受ける者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。ただし、同年3月31日以前に奨学金の支給を受ける者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年3月1日から施行する。ただし、同年2月28日以前に奨学金の支給を受ける者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。